

山口労発基 0707 第 8 号  
令和 8 年 7 月 7 日

関係団体の長 殿

山口労働局長  
(公印省略)

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 112 号。以下「改正省令」といいます。）が令和 8 年 6 月 30 日に公布され、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、傘下会員事業場等への周知に御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 第 1 改正の要点

##### 1 概要

労働安全衛生規則（昭和 47 年省令第 32 号）第 52 条の 14 第 1 項は、事業者に対し、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること（以下「集団分析」という。）を努力義務としているが、当該集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを新たに規定するものであること。

##### 2 施行期日

改正省令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行すること。

#### 第 2 改正省令の細部事項

本改正により、集団分析に係る規定に「特定の個人を識別することができない方法で」を追加することとしているが、これは、集団分析については、個々の労働者が特定できないことを前提とする従来の解釈を明文化した趣旨であること。

また、個々の労働者が特定されるおそれのない方法の具体的な運用については、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 27 年 4 月 15 日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 1 号）11 の（4）ア等において示しているものを想定しており、従来の運用に変更を加えるものではないこと。

なお、特定の個人が識別可能な方法により集団分析を行うことは、本改正に基づく集団分析の実施の努力義務を履行したことにならないことはもとより、労働者のプライバシー保護の観点から許容されない趣旨であること。

【改正省令(官報抜粋)はこちら】

<https://www.kanpo.go.jp/20260630/20260630g00144/20260630g001440183f.html>

